

北海道福祉のまちづくり条例（抜粋） （平成9年北海道条例第65号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉のまちづくり 障害者、高齢者等をはじめすべての道民が、日常生活又は社会生活における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができるとともに、共に支え合い、自立した生活を送ることができる地域社会づくりをいう。

(2) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。

(3) 公共的施設 病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、共同住宅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(4) 公共的車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、航空機等で規則で定めるものをいう。

(5) 公共的工作物 信号機、バスの停留所その他の多数の者の利用に供する工作物で規則で定めるものをいう。

(6) 公共的施設等 公共的施設、公共的車両等、公共的 work物及び住宅（共同住宅を除く。）をいう。

（公共的施設の基準等）

第11条 道は、障害者、高齢者等が公共的施設を円滑に利用できるようにするための基準の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（整備基準）

第17条 知事は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、歩道、園路その他の多数の者の利用に供する部分の構造及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の整備基準は、規則で定める。

（整備基準の遵守等）

第18条 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下この条並びに第27条第1項及び第2項において「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

2 公共的施設の所有者等は、障害者、高齢者等が当該公共的施設を隣接する他の公共的施設等と一体的に利用することができるようにするため、当該公共的施設等を所有し、又は管理する者と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。